

平成22年11月1日

日系企業の皆様へ

在チェコ日本国大使館経済班

日・チェコ社会保障協定の運用に関する情報

日・チェコ社会保障協定については、日本からチェコに一時的に派遣される被用者で、チェコ国内の現地法人と雇用契約を締結している方々の取扱について、日本側とチェコ側で協定の解釈に意見の相違が生じているところです。

しかしながら、この度、本件について両国当局間で協議した結果、意見の相違が解消されるまでの当面の解決策として、これらの方々についても、同協定第10条により申請が可能であり、個別審査を経て認められれば、チェコ法令が免除されることとなりました。

この状況を踏まえ、日本では平成22年10月29日に、アイルランド及びスペインとの社会保障協定の発効前説明会において、厚生労働省から、別添資料に基づき、チェコとの協定の新たな運用についても説明が行われています。具体的な事務手続きについては、12月上旬からの運用を目途に現在準備が進められていますが、新たな取扱いの概要については、別添資料をご参照ください。

なお、別添資料の内容に関する問い合わせについては、同資料に掲載されております照会先にご連絡願います。

【参考】社会保障に関する日本国とチェコ共和国との間の協定(抄)

第七条（特別規定）

1 一方の締約国の法令に基づく制度に加入し、かつ、当該一方の締約国の領域内に事業所を有する雇用者に当該領域内において雇用されている被用者が、当該雇用者のため他方の締約国の領域内において就労するために当該雇用者により当該一方の締約国の領域から派遣される場合には、その派遣の期間が5年を超えるものと見込まれないことを条件として、その被用者が当該一方の締約国の領域内において就労しているものとみなして当該一方の締約国の法令のみを適用する。

第十条（第六条から前条までの規定の例外）

両締約国の権限のある当局またはこれらの権限のある当局が指定する実施機関は、被用者及び雇用者の共同の申請又は自営業者の申請に基づき、特定の者又は特定の範囲の者の利益のため、これらの特定の者又は特定の範囲の者にいずれか一方の締約国の法令が適用されることを条件として、第六条から前条までの規定の例外を認めることについて合意することができる。

日本からチェコに従業員を派遣する企業関係者の方々へ

一時派遣される被用者がチェコ現地法人と雇用契約を締結する場合の取扱について

2010年10月29日 厚生労働省年金局国際年金課
日本年金機構事業企画部国際事業グループ

1

日本からチェコに従業員を派遣する企業関係者の方々へ

日・チェコ社会保障協定は、日・チェコ両国の企業等からそれぞれ相手国に一時的に派遣される被用者等(企業駐在員など)が、年金、医療保険等の社会保険料の二重払い等の問題に直面することのないようにすることなどを目的としています。

この度、日本側において発給したチェコ法令の免除のための証明書「適用証明書」があるにもかかわらず、「日本からチェコに一時的に派遣される被用者で、チェコ現地法人と雇用契約を締結する者」について、チェコ当局よりチェコ法令の免除が認められない事象がありました。

2

これに対して、協定の解釈につき日本側の立場としては、派遣される者が派遣先国の現地法人と雇用契約を締結していることは、派遣先国の法令の免除をする上で障害とならないというものであり、チェコ側の意見と相違しております。

このような意見の相違について、両国当局間で協議した結果、意見の相違が解消されるまでの当面の間、上記のような者が、チェコ法令の免除を希望する場合、日・チェコ社会保障協定第10条の申請に基づき、日本側とチェコ側との間で個別に協議を行うこととなり、その結果によりチェコ法令の免除の可否を判断し、認められれば、第10条による適用証明書を発行することといたしました。

※主に対象となる者

- ・今後、チェコに一時的に派遣されるためチェコ法令の免除を申請するが、現地法人と雇用契約を締結する予定がある方
- ・既に協定第7条1による適用証明書をお持ちの方で現地法人と雇用契約がある方



ご注意



- 本日ご説明差し上げた内容に係る事務手続きについては、現在準備中です。(12月上旬予定)
- 事務取扱の詳細がまとまり次第、厚生労働省や日本年金機構のHPに掲載する等広報する予定としております。

5

ご照会先

申請手続きについて:

日本年金機構本部国際事業グループ
(電話:03-5344-1100(代表))

協定の解釈相違等経緯について:

厚生労働省年金局国際年金課
(電話:03-5253-1111(代表))

6

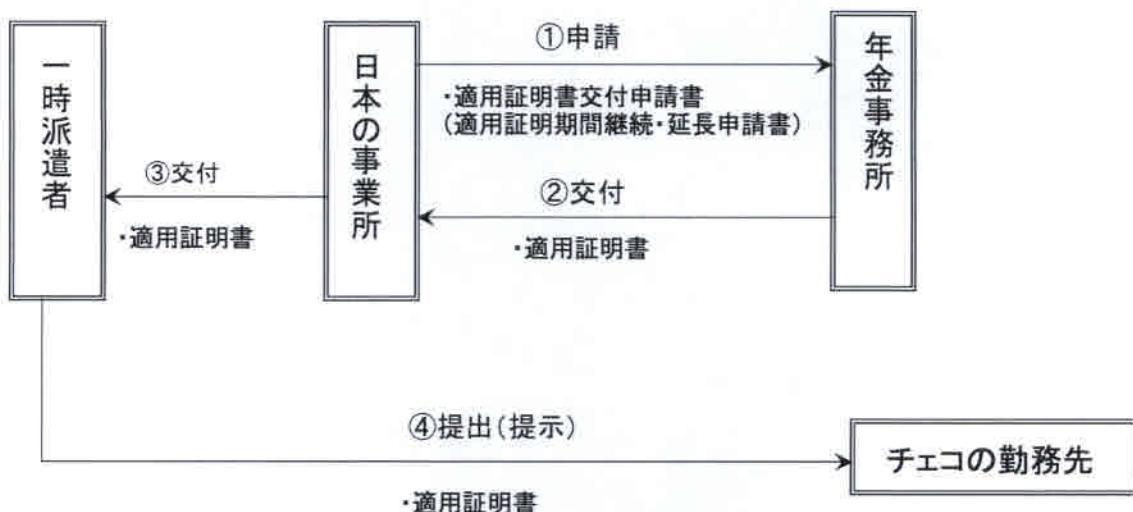
(参考)

日・チェコ社会保障協定に関する手続き

日本国内での手続きの流れ

(1)一般的な二重加入の防止のための手続き

一時派遣者(5年未満見込者)の場合(協定第7条1による)



7

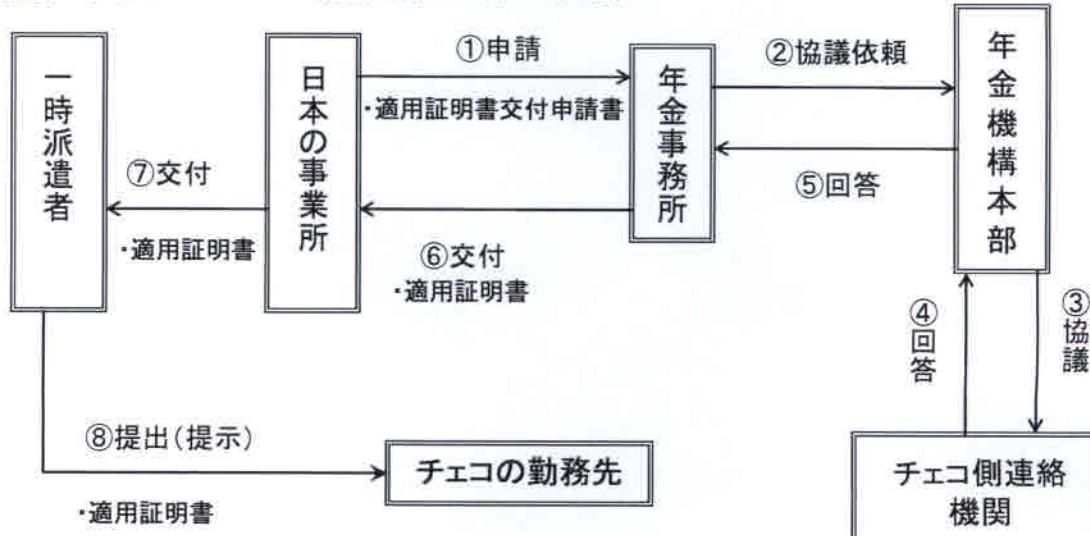
(参考)

日・チェコ社会保障協定に関する手続き

日本国内での手続きの流れ

(2)今回チェコ側と合意した、二重加入の防止のための手続き

日本からチェコに一時的に派遣される方がチェコ現地法人と雇用契約を締結する場合について(協定第10条による)



8